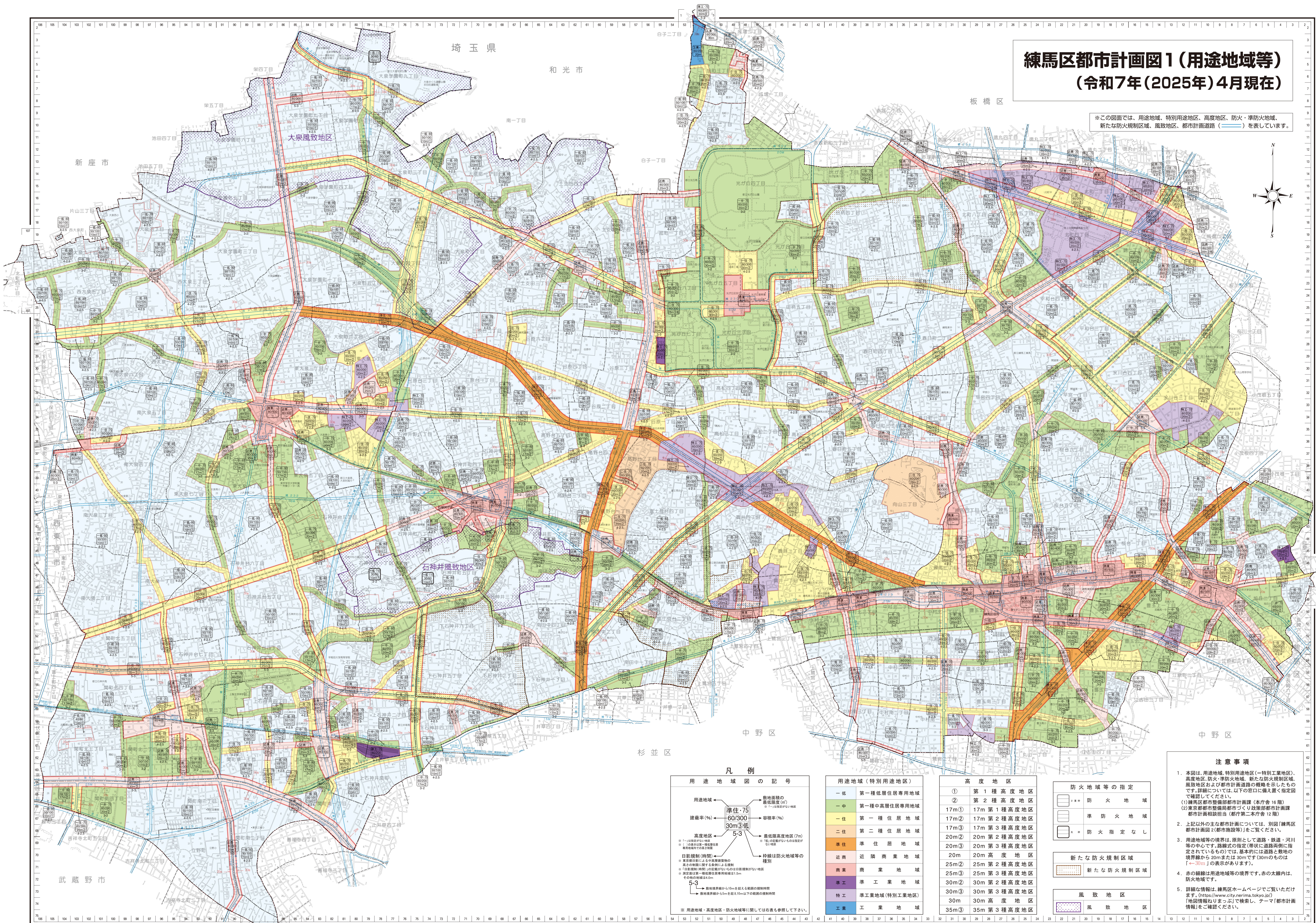


練馬区都市計画図1（用途地域等）
（令和7年（2025年）4月現在）

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



注 意 事 项

- ① 本図は、用途地域、特別用途地域（＝特別用途地域）、高度地区、防火・防洪水域、新設大規模規制区域、風致地区および都市計画図画区域の概略を示したもので、詳細については、以下の図表に備え置いた指図で確認してください。
- (1) 緑地地区、都市計画図画区域（本庁舎 16 階）
(2) 東京都市圏整備局都市計画課・政務部都市計画課
都市計画相談担当（都庁第 2 本庁舎 12 階）
- ② 上述以外の都市計画図画については、別図「緑馬区都市計画図画（都市計画図）」をご覧ください。
- ③ 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・川等の境界線と一致し、陸域上の境界は（河川に川沿い表示されているもの）を境とする（河川と陸地の境界線から 20m または 30m で示す）と認められ、
→（← 30m ）の表示が有ります。
- ④ 赤点線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火・防洪水域です。
- ⑤ 詳細な情報は、緑馬区ホームページをご覧ください
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>
地図情報類（まっすい）で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。